

○国立大学法人九州工業大学男女共同参画推進室 における Kyutech-Woman
キャリア・バンク（人財バンク）に関する内規

令和 2年 3月 3日
学 長 裁 定

国立大学法人九州工業大学男女共同参画推進室 における Kyutech-Woman
キャリア・バンク（人財バンク）に関する内規

（趣旨）

- 第1条 この内規は、国立大学法人九州工業大学（以下「本学」という。）が本学教職員の研究支援及び企業からの中途採用等の人財照会に応えることを目的に設置する、Kyutech-Woman キャリア・バンク（以下「人財バンク」という。）の管理運営及び活用に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 人財バンクは、本学教職員の研究支援及び企業からの中途採用等の求人に係る情報を収集・提供するものであり、斡旋を行うものではない。

（定義）

第2条 この内規で用いる用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理責任者 人財バンクの管理運営についての最高責任者
- (2) 管理者 人財バンクの管理運営について実務を担当する者
- (3) 人財バンク申請者 人財バンクへ求人情報を登録申請する学内研究者、企業又は団体
- (4) 人財バンク活用者 前号の人財バンク申請者のうち、人財バンクへ求人情報を登録することについて、管理責任者又は戦略会議が適当と認め、当該求人情報が登録された求人者
- (5) 人財バンク登録者 本学を卒業又は修了した女性のうち、人財バンクに求職者情報の登録を希望する求職者

（管理責任者）

第3条 管理責任者は、男女共同参画推進室長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、前条第2号に定める管理者に対し、国立大学法人九州工業大学プライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」という。）を遵守して、適切に個人情報を取り扱うよう指導・監督するものとする。

（管理者）

第4条 管理者は、男女共同参画推進室の職員のうちから、管理責任者が指名する。

- 2 管理者は、人財バンクの管理運営にあたり、管理責任者の指導・監督の下、プライバシーポリシーを遵守して、適切に個人情報を取り扱うものとする。
- 3 管理者は、必要に応じて、人財バンクへの登録又は削除、メールの送受信、その他人財バンクの運用に関する事務を行うものとする。

(人財バンク申請者及び人財バンク活用人)

第5条 人財バンク申請者のうち、人財バンク求人情報を登録することができる者(人財バンク活用人)は、次の各号に定める者とする。

(1) 学内研究者

ア) 教授、准教授、講師又は助教

イ) 特別教授、特任教授、特任准教授、特任助教のうち、学長が認めた者

(2) 企業又は団体

ア) 本学と共同研究契約又は受託研究契約を締結している、又は登録しようとする年度を含め過去3年度において締結したことのある企業又は団体

イ) 本学に共同研究講座又は寄付講座を設置している企業又は団体、又は登録しようとする年度を含め過去3年度において設置したことのある企業又は団体

ウ) ダイバーシティの取組が公的に証明又は表彰された団体のうち、学長が認めた者

エ) 本学の卒業生又は修了生が勤務する企業又は団体のうち、学長が認めた者

2 人財バンク活用人は、人財バンクの活用にあたって、国立大学法人九州工業大学プライバシーポリシーを遵守しなければならない。

(求人情報の登録)

第6条 人財バンク申請者は、申請書に必要事項を記載の上、管理責任者あてに申請を行うものとする。

2 管理責任者は、前項に定める申請が行われた場合は、必要に応じて戦略会議で検討の上、人財バンクへの登録の可否を判断するものとする。

3 管理者は、前項に定める申請が行われた管理責任者の判断に基づき、登録の可否の結果を、申請者に対し文書又はメールで通知するものとする。

(求人情報の削除)

第7条 求人情報については、次の各号の一に該当する場合に削除するものとする。

(1) 人財バンク活用人と人財バンク登録者の間で、採用について合意が成立した場合。

(2) 人財バンク活用人から削除の申出があった場合。

(3) 前条第1項に定める申請を行った際に登録した掲載期間を経過した場合。なお、申請時に掲載期間を設定しなかった場合には、承認を受けた日の翌年度の3月31日をもって自動的に削除するものとする。

(4) 登録情報に不実記載がある等、人財バンクの信頼を損なう事態が発生した場合。

2 前項第1号及び第2号の規定による削除については人財バンク活用人から管理責任者への報告又は申出に基づき、第3号の規程による削除については期日に基づき、第4号の規定による削除については管理責任者の判断に基づき、それぞれ管理者が削除手続を行うものとする。

(求職者情報の登録)

第8条 人財バンク登録者は、登録申込書に必要事項を記載の上、管理責任者あてに提出するものとする。

2 管理責任者は、登録申込書を確認し、適切であると認めた場合に、登録を行うものとする。

(求職者情報の削除)

第9条 求職者情報については、次の各号の一に該当する場合に削除するものとする。

(1) 人財バンク活業者と人財バンク登録者の間で、採用について合意が成立した場合。

(2) 人財バンク登録者から削除の申出があった場合。

(3) 前条第1項に定める登録を行った際に登録した掲載期間を経過した場合。なお、申請時に掲載期間を設定しなかった場合には、登録した日の翌年度の3月31日をもって自動的に削除するものとする。

(4) 登録情報に不実記載がある等、人財バンクの信頼を損なう事態が発生した場合。

2 前項第1号の規定による削除については人財バンク活業者から管理責任者への報告に基づき、第2号の規程による削除については人財バンク登録者から管理責任者への申出に基づき、第3号の規程による削除については期日に基づき、第4号の規定による削除については管理者の判断に基づき、それぞれ管理者が削除手続を行うものとする。

(求人情報の提供)

第10条 管理責任者は、人財バンク登録者に対し、求人情報の提供を随時行うものとする。

(求職者情報の提供)

第11条 人財バンク活業者が求職者情報の提供を希望する場合は、閲覧申込書に必要な事項を記入し、管理責任者あてに提出するものとする。

2 管理責任者は、閲覧申込書を審査し、適切であると認めた場合に、求職者情報の提供を行うものとする。

(求人者への応募並びに採用手続)

第12条 人財バンク登録者が求人情報を基に応募を希望する場合は、直接、人財バンク活業者に応募するものとする。

2 人財バンク活業者は、前項に定める応募が行われた場合は、応募した人財バンク登録者に速やかに連絡をとるものとする。

3 人財バンク活業者は、必要に応じて面接等を行い、採用の可否を決定の上、その結果について、応募した人財バンク登録者に速やかに通知するとともに、管理責任者に報告するものとする。

(自己責任原則及び免責)

第13条 管理責任者並びに管理者は、人財バンク活業者と人財バンク登録者の間で行われる手続等について、関与しないものとする。

- 2 管理責任者並びに管理者は、人財バンク活用法と人財バンク登録者間の紛争、その他人財バンクの利用に関して生じるトラブルについて、一切の責任を負わないものとする。
- 3 人財バンクで保有する情報は、全て人財バンク活用法及び人財バンク登録者の意思により提供されたものであり、人財バンク活用法及び人財バンク登録者以外のいかなる人物、団体も、その内容並びに人財バンクの活用法によって生じる結果について、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 人財バンク活用法がこの内規に違反又は故意若しくは重大な過失により、人財バンク、その他管理責任者等に損害を与えた場合は、当該人財バンク活用法に対して、損害賠償を求めるものとする。

(人財バンク運用の変更等)

第15条 管理責任者は、人財バンク申請者、人財バンク活用法及び人財バンク登録者に予告なく、人財バンクによる情報提供等の人財バンク運用の変更又は中断を行うことがある。

附 則

この内規は、令和2年3月3日から施行する。